

## 第2回少年愛護センター運営委員会 会議録

1 日 時 平成25年3月25日 19：30～21：00

2 場 所 あわら市役所 101 会議室

### 3 議 題

- (1)平成24年度の事業経過について
- (2)あわら市小・中学校校外生活指導基準について(報告)
- (3)その他

### 4 出席者

#### 【愛護センター運営委員】

手塚和典、高橋啓一、佐藤裕二、坂東知範、木内宏、島田敏美、加藤政見  
佐藤雅美、小林良嗣、石塚一雄、中嶋由昭、山本篤、丸子要、長谷川幸子  
山本孝教、佐孝修彦

#### 【事務局】

寺井靖高（愛護センター所長・教育長）  
山岸利紀（愛護センター事務局長）、北畠則子（愛護センター専門補導員）  
小林昭彦（文化学習課長）、後藤幸子（課長補佐）、中村嘉之（主事）

### 5 会 議

丸子委員長の進行のもと、議事に入る。

- (1)平成24年度の事業経過について主なものについて説明（北畠専門補導員）
- (2)あわら市小・中学校校外生活指導基準について報告(山岸事務局長)

同基準は、あわら市児童生徒問題対策会議において、生徒指導担当教諭から発議され、同会議で協議した結果、各校の生徒指導担当教諭の生徒指導のための申し合わせ事項としてまとめられたものである。この協議の際、愛護センターは意見のとりまとめ役を担った。今後は愛護センターの補導活動もこの基準を参考にしながら行うことを報告。

- (1)(2)の説明の後、質疑応答に入る。以下、概要を記す。

#### 【質疑応答】

委 員 4月から5月は民生委員と少年警察協助力員が巡回補導に出っていますが、巡回するところがマンネリ化しているように感じます。いつも同じところばかりで、関係のないところ(少年がいないなど)も7割くらいあるように思います。意義ある巡回にしたいので巡回コースの検討をお願いします。

- 事務局長 巡回コースについては、巡回に出ている皆さんの情報をもとにコースを変更する準備はあります。車から降りてまわる必要がある箇所、重点的にまわる必要がある箇所等情報をいただけましたら、コースにも反映いたします。以前、民生委員の会議に参加させていただいた際、小学校のグラウンドと校舎の間などに有職・無職少年が集まっているという情報をいただきました。そういった情報があれば、警察署に設置する補導員日誌のところにも表示していきたいと考えています。
- 委員 校外生活指導基準について、高校生のための指導基準はありますか。高校生も未成年のうちに入りますが、どのように対処されているのですか。また、坂井地区としての基準はありますか。
- 事務局長 校外生活指導基準は、児童生徒問題対策会議にて当初小・中・高を対象に案が作成されたのですが、高校については、学校同士で決めごとが定めてあり、芦原独自の基準の作成は、他の高校との兼ね合いがあるため難しいとの意見があったため、小・中学生対象に留めて作成したものです。
- 委員 高校自体の基準があるということですが、愛護センターにも高校生を対象にした基準が必要ではないですか。
- 事務局長 高校間で決められているものや児童生徒問題対策会議の意見を参考にしていきたいと思えます。
- 委員 では、例えば三国の中学生が芦原にきていた場合はどのように対処しますか。
- 事務局長 学校関連の組織のなかで作られた基準を坂井市の愛護センターでは使っているが、そのようなものも参考に社会通念・道徳に照らし合わせて補導活動を行っていこうと考えています。
- 委員 高校については、あわら市で統一的なものを作るのは難しいと思えます。ただ、高校の基準はデータとしてもらっておけばよいと思えます。それらを参考に一般常識や道徳に従って補導活動をしていくしかないと思えます。基準ということに関して例えば、深夜徘徊の深夜とはどれくらいの時間帯をいうのですか。
- 委員 深夜徘徊は、原則として午後11時から午前5時までの目的のない徘徊を指します。ただ、例えば、早朝新聞配達をしている子を補導の対象とすることはありません。あくまで目的のない徘徊をしている子が補導対象となります。時間にしても午後11時からとありますが、例えば午後8時に小学生が歩いていたら、当然声かけの対象としてください。祭りのときなども遅くまで高校生が出歩いているが、午後10時を目処に声かけしていただければよいと思えます。
- 委員 高校についての基準は、一覧にしてまとめて、愛護センターに行けば

- わかるという形にするとよいと思います。
- 委員 各小・中学校には、各学校での生活のきまりがあります。愛護センターとしては各校のきまりの共通項のみを挙げていると思いますが、各校ごとに祭りに関しては例外的にきまりを設けています。
- 委員 また、外泊について、子どもだけの外泊はダメということですが、友達の家泊まるというのは、保護者同伴にあたるのかどうかということが少し気になるころではあります。
- 委員 事業報告のなかの親子防犯教室出席とありますが、親子防犯教室とはどんなものですか。
- 事務局長 あわら警察署の刑事生活安全課から子どもたちへ防犯の講話をしていただき、その後で親子で作品づくりをするという教室です。
- 委員 補足すると、警察から防犯に関する講話を聴き、その後で防犯に関することをデザインに取り入れたガラス製の時計を親子で作って防犯意識を高めようというイベントです。青少年健全育成あわら市民会議の事業です。
- 委員 学校単位でも親子で防犯教室を行っています。去年は金津東小、一昨年は細呂木小学校で開催されています。
- 委員 少年愛護センターの仕事の範囲はどうなっているのですか。高校との連携・情報の共有化・警察への情報提供などありますが、あくまでも巡回補導をする機関ということなのでしょうか。市民皆が見守って子どもを守るというのであれば、今子どもたちがこうなっているというような情報を市民に向けても発信してほしいのです。芦原の小学校は、何もないと思ってしまいが、実際はそうではないのだと思います。そういった情報が欲しいと考えているのですが、愛護センターでは、どのように情報の共有化を図ろうとしているのですか。
- 事務局長 市民全体で子どもたちを見守るという形は理想的ではありますが。愛護センターでは、児童生徒問題対策会議での情報の共有化、学校間の決まりごとの共有化などを行ってきました。青少年の健全な育成は、愛護センターだけではできません。各機関と連携しながらあわらの子どもたちを見守っていかうと考えています。運営委員会でもなにかアイデアがあれば、検討して取り組んでまいります。今日の報告はこれまで積み上げたものを報告しているものであります。
- 委員 愛護センターでもいろいろな事業をしていることは、会議資料からもわかります。相談活動や有害図書等の販売の調査などが挙げられていますが、何より、愛護センターは警察との連携が取れる唯一の機関であるということが特長なのではないかと思います。最近では、丸岡の方で不審者が多く目撃されておりますが、こういったことに対処するためには色々な方からの情報が第一になってきます。こういった情報

を愛護センターに寄せることで情報の共有化をしていければいいと思います。

委員 シグナルに書かれている「困ったら一人で悩まないで」は子どもたちに周知されているのですか。愛護センターが子どもたちの駆け込み寺のようになればよいと思うのですが、今まで子どもたちからの相談はないのですか。

事務局長 子どもたちからはありません。相談としては、1年に1から2回ありますが、保護者からのものです。

委員 親にも先生にも言えないといった悩みを抱えた子どもの駆け込み寺みたいなものは子どもたちに必要だと思いますがどうですか。

事務局長 愛護センターとしても子どもたちの相談の窓口になりたいと考えています。また、市内には様々な相談の窓口があり、全ての相談が愛護センターに寄せられているわけではありません。

### (3)その他

事務局長 配布した非行防止のためのリーフレットは県から直接中学校に配布されたものです。市からは、高校と6年生児童に配布しています。このことについて、話し合いの場をもってもらうことが目的で配布しています。

また、160名の愛護センター補導員による街頭補導活動が、6月から始まります。4・5月の空白の期間は、少年警察協助手さんと民生委員さんに特段のご協力を得て街頭補導活動を行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

委員長 いじめや虐待の実態を把握するために、今年は学校と民生委員が情報交換をするやめの懇談会を開催することになっています。先生方よろしくをお願いします。

副委員長 あわら地区防犯ポスター・作文コンクールを今年も開催します。例年260くらいの作品が集まりますが、犯罪ということについて、また犯罪のない社会を創るということについて考えるよい機会になると思うので多くの作品の応募をお待ちしています。このあわら地区防犯ポスター・作文コンクールの実行委員会は、警察と連携して組織されているもので、こうした形をとっているのは、あわら市だけです。防犯意識を高めるために、児童生徒に是非参加してくれるよう呼びかけを先生方にもお願いします。

以上